

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年9月6日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり） 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成30年9月7日から平成31年3月7日まで) 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり） 1兆円を上限とします。 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （1）【ファンドの名称】

三井住友・グローバルC B 戦略ファンド（為替ヘッジあり）

三井住友・グローバルC B 戰略ファンド（為替ヘッジなし）

以下、上記2ファンドを総称して「当ファンド」ということがあります。それを「各ファンド」といいます。また、「三井住友・グローバルC B 戰略ファンド（為替ヘッジあり）」を「（為替ヘッジあり）」、「三井住友・グローバルC B 戰略ファンド（為替ヘッジなし）」を「（為替ヘッジなし）」という略称でいいます。

### （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### （3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

### （4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「（為替ヘッジあり）」は「グロC Bあり」、「（為替ヘッジなし）」は「グロC Bなし」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2018年9月7日から2019年3月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 ) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

二 お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がルクセンブルグの銀行の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### (イ)当ファンドが該当する商品分類

- 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）  
三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### (ロ)当ファンドが該当する属性区分

- 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

- 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券・社債))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 商品分類表

三井住友・グローバルC B戦略ファンド(為替ヘッジあり)

三井住友・グローバルC B戦略ファンド(為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

三井住友・グローバルC B戦略ファンド(為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般				

公債	年12回(毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	日々	中南米		
クレジット属性 ( )	その他 ( )	アフリカ		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ	なし
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(債券 社債))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
一般 公債 社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券	日々	オセアニア		
クレジット属性 ( )	その他 ( )	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(債券 社債))</b>		中近東(中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固 定型				
資産配分変 更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2015年6月15日 信託契約締結、設定、運用開始。

## (3) 【ファンドの仕組み】

### イ 当ファンドの関係法人とその役割

#### (イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

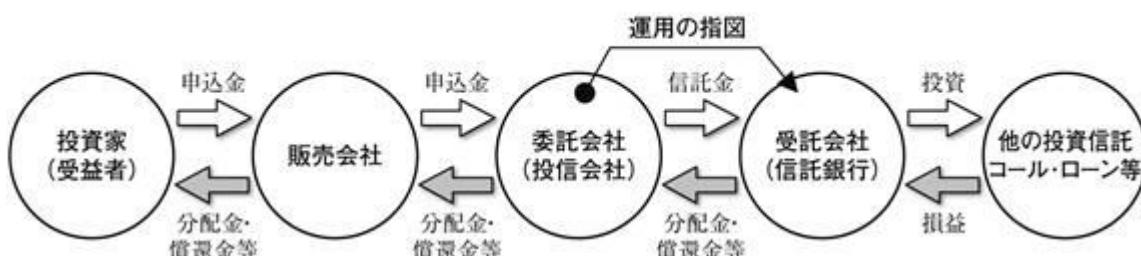
#### (ロ) 受託会社 「株式会社りそな銀行」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

#### (ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

## 運営の仕組み



### □ 委託会社の概況

#### (イ) 資本金の額

2,000百万円（2018年6月29日現在）

#### (ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信  
株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら  
投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式  
会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

#### (ハ) 大株主の状況

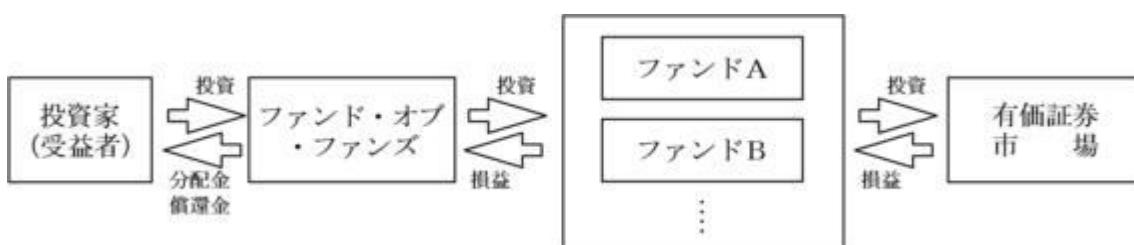
(2018年6月29日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャル グループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528	20.0

#### ハ ファンドの運用形態(ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

#### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### イ 基本方針

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

三井住友・グローバルC B戦略ファンド(為替ヘッジあり)

(イ) 主として、「LOファンズ - グローバル・コンバティブル(円ヘッジクラス)」および「マネー・オープン・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 「LOファンズ - グローバル・コンバティブル(円ヘッジクラス)」を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資します。

- ・主に、転換社債に投資を行いますが、転換社債以外の有価証券へ投資する場合があります。また、株式への投資は、転換社債の転換等により取得したものに限ります。

- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

(ハ) 「マネー・オープン・マザーファンド」を通じて、主として円貨建て短期公社債および短期金融商品に投資します。

(二) 原則として、「L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジクラス)」の投資比率を高位に保ちます。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a. L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジクラス)

投資顧問会社	ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド
主要運用対象	世界の企業が発行するCB等を主要対象とします。
運用の基本方針	世界の企業が発行するCB等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

b. マネー・オープン・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

三井住友・グローバルCB戦略ファンド(為替ヘッジなし)

(イ) 主として、「L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジなしクラス)」および「マネー・オープン・マザーファンド」への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 「L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジなしクラス)」を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資します。

- ・主に、転換社債に投資を行いますが、転換社債以外の有価証券へ投資する場合があります。また、株式への投資は、転換社債の転換等により取得したものに限ります。
- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(ハ) 「マネー・オープン・マザーファンド」を通じて、主として円貨建て短期公社債および短期金融商品に投資します。

(二) 原則として、「L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジなしクラス)」の投資比率を高位に保ちます。

(ホ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(ヘ) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a. L O ファンズ - グローバル・コンバータブル(円ヘッジなしクラス)

投資顧問会社	ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド
主要運用対象	世界の企業が発行するCB等を主要対象とします。
運用の基本方針	世界の企業が発行するCB等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。 原則として対円での為替ヘッジを行いません。

b. マネー・オープン・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

## ファンドの特色

**1** 世界の企業が発行する転換社債（以下、「CB」ということがあります。）等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主に、CBに投資を行いますが、CB以外の有価証券へ投資する場合があります。  
また、株式への投資は、CBの転換等により取得したものに限ります。

**2** 投資対象とする外国投資信託証券の運用は、CBの運用に強みを持つロンバー・オディエ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドが行います。

- ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは、ロンバー・オディエグループの資産運用会社です。

**3** （為替ヘッジあり）と（為替ヘッジなし）の2つのファンドがあります。

- （為替ヘッジあり）は、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- （為替ヘッジなし）は、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

\* 販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

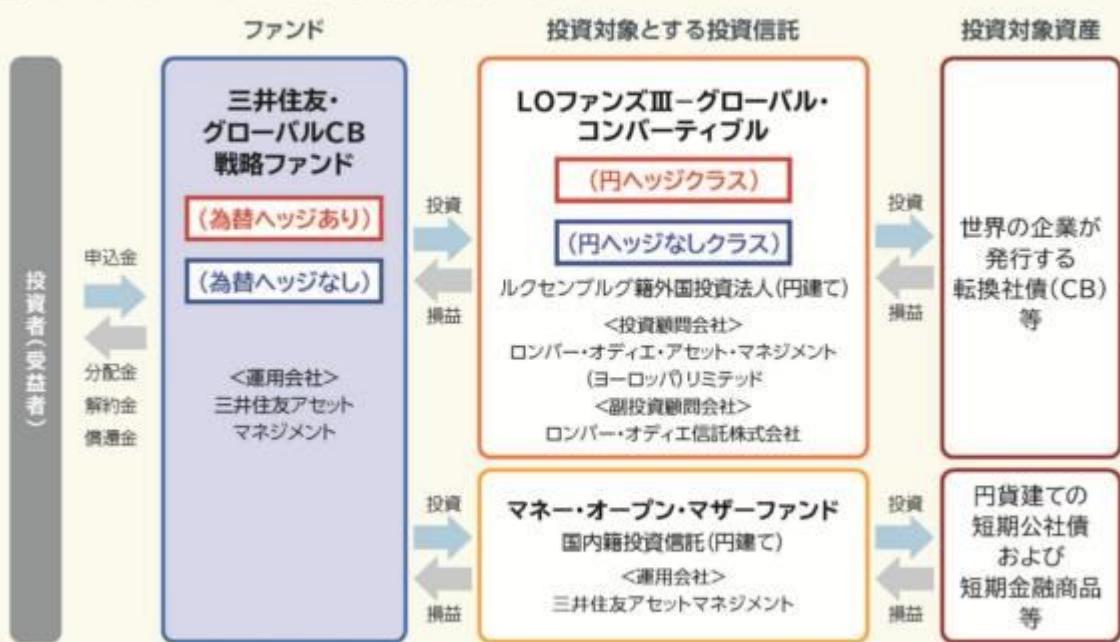
**4** 年1回（原則として毎年6月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

\*資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



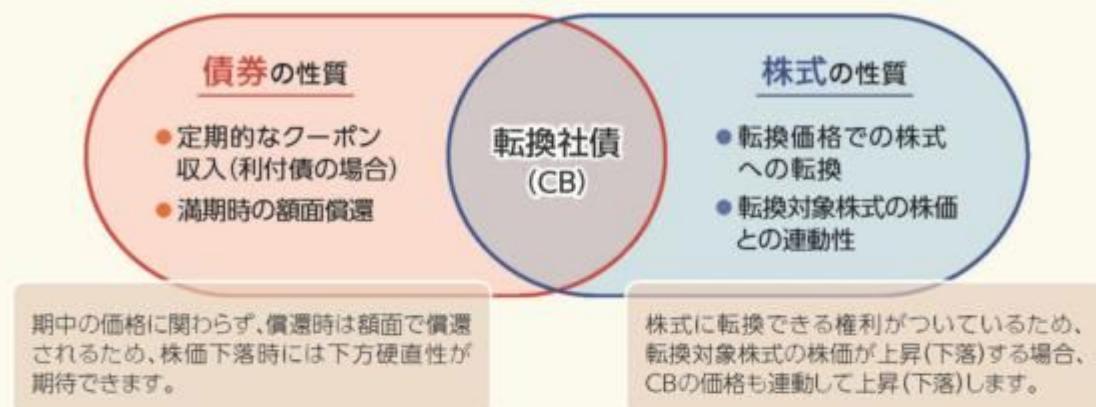
\*「LOファンズIII-グローバル・コンバーティブル」の各クラスの組入比率を原則として高位に保ちます。  
したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する転換社債(CB)となります。

## 転換社債(CB)とは①

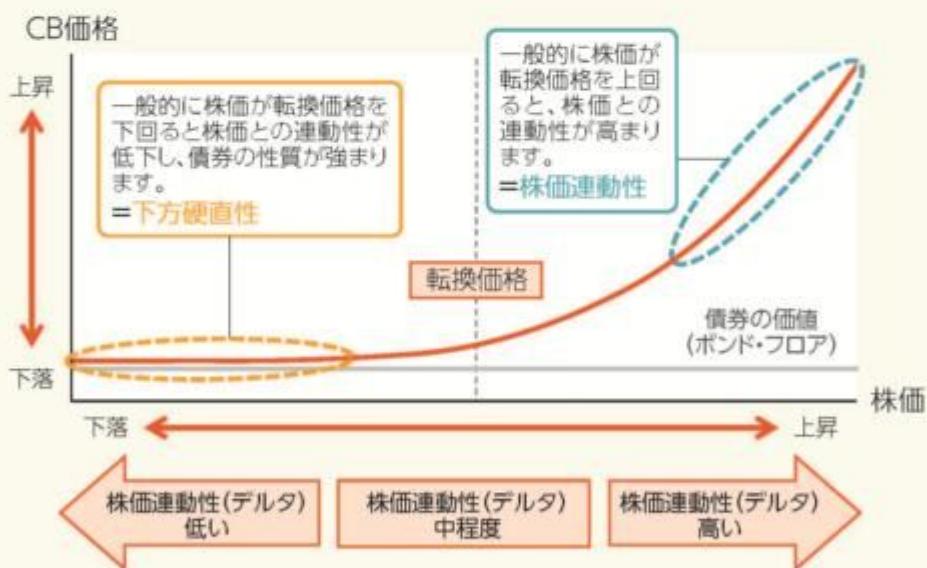
### ▶ 転換社債(CB)の特徴

CBとは、一定の条件で株式に転換できる権利のついた社債です。

債券の性質(クーポン収入等)と、株式の性質(転換価格での株式への転換等)の両方を併せ持っています。



### ▶ 転換社債(CB)の価格変動イメージ



#### 株価連動性(デルタ)とは

転換対象株式の価格変動に対するCBの価格の連動性のことです。

一般的に、転換対象株式の価格変動がどの程度CBの価格に影響を与えるかを表しています。デルタが高いほど、株価との連動性は高くなります。

#### 債券の価値(ボンド・フロア)とは

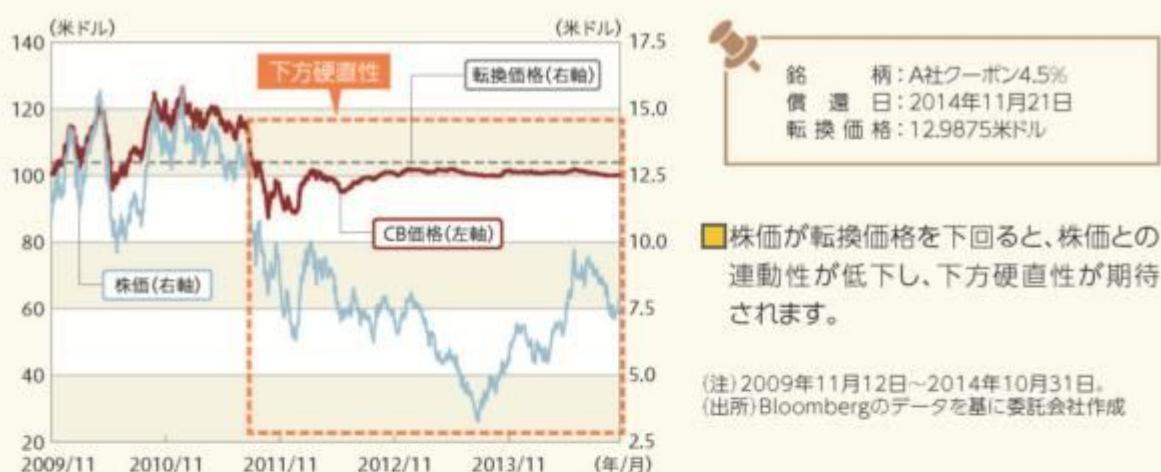
満期までの利息収入や元本償還で得られる現在価値から算出した債券価値に基づくCB価格の最低ラインのことです。市場金利や信用リスクの変化により上下するため、一定ではありません。CBは、発行会社の倒産等のリスクの高まりにより、下落あるいはデフォルト(債務不履行)する場合があります。

\*上図はあくまでもイメージであり、実際のCBの価格変動とは異なる場合があります。

## 転換社債(CB)とは②

### ▶ CBの実際の値動き例

#### [ 転換価格以下への株価下落局面例 ]



#### [ 転換価格以上への株価上昇局面例 ]



\*CBの価格と株価の推移をイメージしていただくための例示です。

\*上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果および当該銘柄の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## CBの魅力

### ▶ 株式に対してリスク対比で魅力的なリターン

#### [ 各資産のパフォーマンス(20年間、米ドルベース) ]



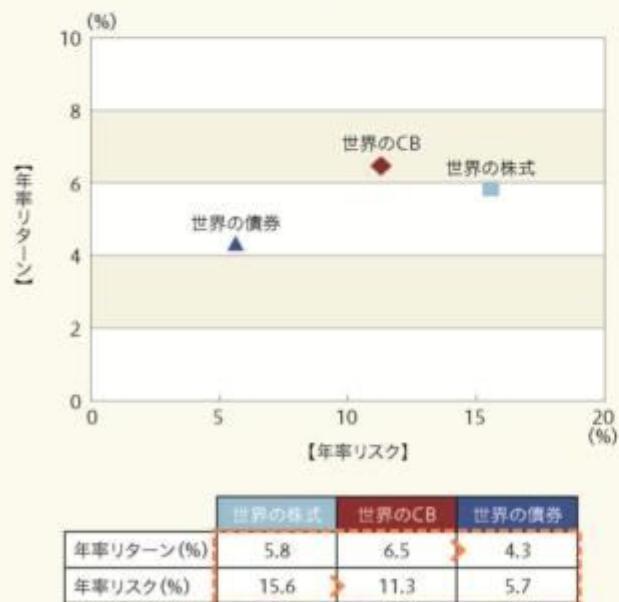
過去の株式の下落局面におけるCBの下落率は、株式に対して相対的に低い水準となっています。

(注1)データは1998年6月末～2018年6月末。  
1998年6月末を100として指数化。

(注2)世界のCBはトムソン・ロイター・グローバルCBインデックス、世界の株式はMSCI ACワールド(配当込み)、世界の債券はブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合インデックスを使用、いずれも米ドルベース。

(出所)Bloomberg, FactSetのデータを基に委託会社作成

#### [ リスク・リターン比較(米ドルベース) ]



過去20年間のリスク・リターンを見ると、世界のCBは世界の株式よりも低いリスク水準ながら、リターンは株式を上回っています。

(注1)データは1998年6月末～2018年6月末。

(注2)世界のCBはトムソン・ロイター・グローバルCBインデックス、世界の株式はMSCI ACワールド(配当込み)、世界の債券はブルームバーグ・パークレイズ・グローバル総合インデックスを使用、いずれも米ドルベース。

(注3)年率リターンは月次騰落率を、年率リスクは月次騰落率の標準偏差を、それぞれ年率換算して算出。

(出所)Bloomberg, FactSetのデータを基に委託会社作成

\*上記は指標等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 世界のCB市場

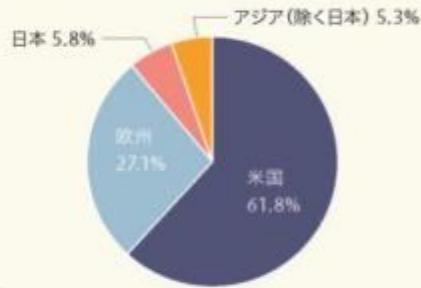
■世界のCB市場は、米国が中心となっています。



### [CB市場の時価総額推移]



### [国・地域別時価総額比率]



【ご参考】高まるリキャップCBのニーズ  
CBの発行と自社株買いを同時にを行う、「リキャップCB」の発行が注目されています。背景には、ROEを重視する投資スタイルの浸透があり、資金ニーズに対して単純に増資を行うよりもROEが高まるリキャップCBのニーズが高まっています。

(注1)各國・地域の市場規模、国・地域別時価総額比率のデータは2017年12月末現在。CB市場の時価総額推移のデータは各年末時点。

(注2)ブルームバーグ・パークレイズ・転換社債インデックスを使用、欧州は中東、アフリカを含みます。

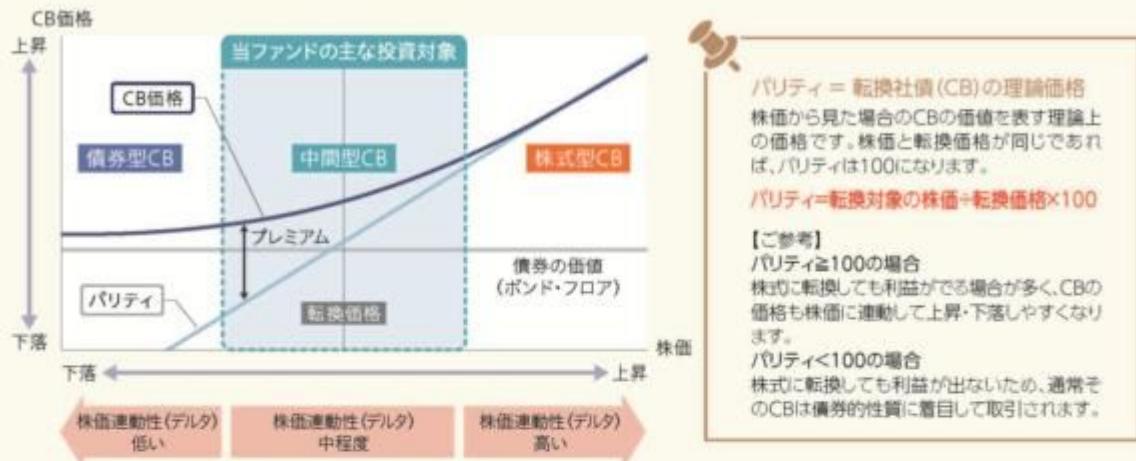
(注3)国・地域別時価総額比率のデータは四捨五入の関係で、合計が100%とならない場合があります。

(出所)Bloombergのデータを基に委託会社作成

\*上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 当ファンドの運用の特徴

- 当ファンドでは、株式と債券の両方の性質をバランスよく併せ持つ、中間型CBを主な投資対象とします。
- 株価上昇局面では株価の値上がりを享受しつつ、株価下落局面では下値抵抗力のある運用を目指します。



(注1)「債券の価値(ボンド・フロア)」は、市場金利や信用リスクの変化により上下するため、一定ではありません。CBは、発行会社の倒産等のリスクの高まりにより、下落あるいはデフォルトする場合があります。

(注2)上図はあくまでもイメージであり、実際のCBの価格変動とは異なる場合があります。

## CBの特性と用語説明

### CBの債券的性質

- CBは、定期的にクーポン(利息)を受け取れます。また、満期まで保有した場合、額面金額を受け取れます。



#### 最終利回り(%)

CBを満期まで保有した場合の利回りです。  
クーポン部分(利息) + キャピタル部分(満期時の償還益)の投資金額に対する割合です。  
一般的に株価連動性が高い銘柄の最終利回りは低く、株価連動性が低い銘柄の最終利回りは高い傾向にあります。  
※CB価格が償還価額(一般的には額面金額)を上回って取引されている銘柄の中には、最終利回りがマイナスになるものがあります。

#### ボンド・フロア

満期までの利息収入や元本償還で得られる現在価値から算出した債券価値に基づくCB価格の最低ライン。

### CBの株式的性質

- 発行時に決められた価格で、株式に転換することができます。また、株価が上昇すれば、CBの価格も連動して上昇する傾向にあります。



#### パリティ

株価から見た場合のCBの価値を表す理論上の価格です。株価と転換価格が同じであれば、パリティは100になります。一般的にパリティが高いほど株価との連動性が高くなる傾向があります。

#### プレミアム(%)

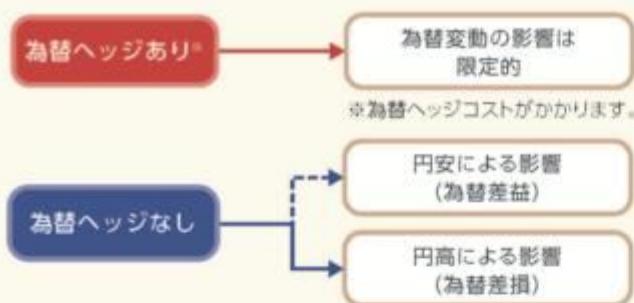
転換社債の理論価格であるパリティに対する市場価格の上乗せ割合をプレミアムといいます。

#### 株価連動性(デルタ)(%)

株価の変動に対して、CBの価格がどれだけ変化するかの感応度です。株価連動性(デルタ)が50%ということは、株価が1%変動した場合、CB価格は0.5%変動することを表します。

## 為替ヘッジについて

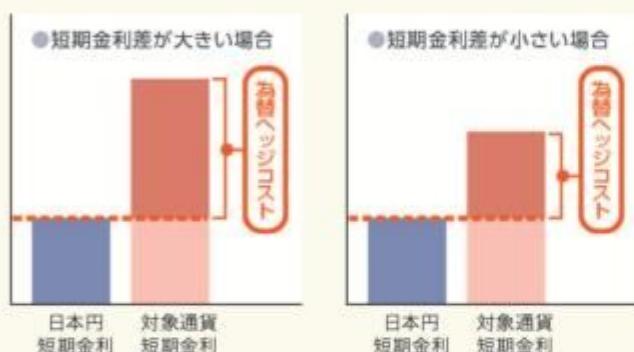
### [ 対円での為替ヘッジの効果 ]



■(為替ヘッジあり)は、実質組入外貨建資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡(フォワード)取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

### [ 為替ヘッジコストのイメージ ]



(注)上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコスト\*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

\*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

### [ 為替ヘッジコストの推移(年率) ]



■日米の金融政策の方向性の違いから、日米の短期金利差が拡大しており、為替ヘッジコストは増加傾向にあります。

(注1)データは2008年6月末～2018年6月末。

(注2)為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算。

(出所)一般社団法人 投資信託協会のデータを基に委託会社作成

\*上記は過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

## 投資対象とする外国投資信託の運用会社について

### [ロンバー・オディエ グループの概要]



17 96

**LOMBARD ODIER**  
LOMBARD ODIER DABIER BENTZCH

本社オフィス:スイス ジュネーブ

設立	1796年
社員数	2,347名
拠点	世界23ヵ国27拠点
運用資産残高	約1,920億米ドル

2017年12月末現在

### [ロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドについて]

運用チーム 転換社債運用チーム

チーム人数 計11名(アナリスト等を含む)

2018年6月末現在

(出所)ロンバー・オディエ グループのデータを基に委託会社作成

■ロンバー・オディエ グループは欧州最大級のプライベートバンクです。

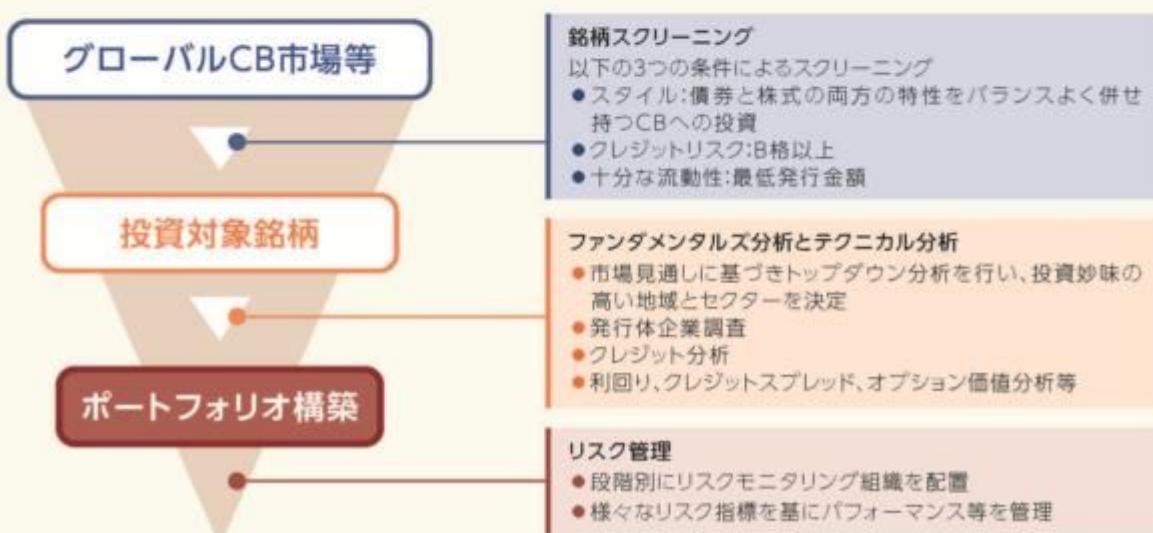
- 富裕層および機関投資家の資産運用に特化しています。
- 機動的で専門的なサービスを提供しています。

■世界最大級のCBファンドを運用するロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドが運用を行います。

- 転換社債(CB)に特化した運用チームを擁する世界有数の運用会社です。
- CBファンドの運用において世界最大級の資産残高を有しています。

### [運用プロセス]

■主として債券と株式の両方の特性をバランスよく併せ持つグローバルのCBに分散投資します。徹底したファンダメンタルズ分析とテクニカル分析を行い、資産保全に注力した運用を行います。



当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

(ロ) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

□ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネー・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 各ファンドにつき、それぞれ次の投資信託証券

- a. 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）  
「L O ファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジクラス）」投資信託証券
- b. 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）  
「L O ファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジなしクラス）」投資信託証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

主要投資対象となる投資信託証券の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しては、上記「(1) 投資方針」の記載をご覧ください。

(3) 【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めていきます。

(4) 【分配方針】

年1回（原則として毎年6月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
  - ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
  - ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

#### （5）【投資制限】

##### ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 二 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポートヤーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートヤー、債券等エクスポートヤーおよびデリバティブ等エクスポートヤーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
  - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
    1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
    2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
    3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
  - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

##### 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
 

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、

会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

□ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶ LOファンズⅢ-グローバル・コンバータブル(円ヘッジクラス)  
 ▶ LOファンズⅢ-グローバル・コンバータブル(円ヘッジなしクラス)

形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人(円建て)
主要投資対象	世界の企業が発行するCB等
運用の基本方針	<p>(各クラス共通)            信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p>(円ヘッジクラス)            原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。</p> <p>(円ヘッジなしクラス)            原則として対円での為替ヘッジを行いません。</p>
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一企業の発行するCB等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。</li> <li>有価証券の空売りは行いません。</li> <li>純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</li> </ul>
決算日	年1回決算(原則として、毎年9月30日)
分配方針	毎年5月9日(休業日の場合は前営業日)に分配を行う方針。ただし、分配を行わないことがあります。
運用報酬	純資産総額に対して年0.62%
管理およびその他の費用	<p>ファンドの管理、保管、設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	一部解約時に0.3%
投資顧問会社	ロンパー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド
副投資顧問会社	ロンパー・オディ工信託株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## ▶マネー・オープン・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</li> <li>• 外貨建資産への投資は行いません。</li> </ul>
決算日	原則として毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
申込手数料	ありません。
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

### 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の転換社債を投資対象としており、その価格は、保有する転換社債の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

#### (イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### (ロ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことになります。

#### (ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (二) 為替変動リスク

（為替ヘッジあり）（為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（為替ヘッジあり）

（為替ヘッジあり）については投資対象とする外国投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

## (ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## (ヘ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入出に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## (チ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## □ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リス

ク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジあり）

#### 〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



\*年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

\*分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

#### 〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



\*ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド(為替ヘッジなし)

[ ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移 ]

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



＊年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。  
＊分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

[ ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較 ]

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



＊ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。  
＊すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

## TOPIX(配当込み)

日本 株 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指標で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

## MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)

先進 国 株 MSCI Inc.が開発した指標で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)

新興 国 株 MSCI Inc.が開発した指標で、新興国の株式を対象としています。

## NOMURA-BPI(国債)

日本 国 債 野村證券株式会社が公表する指標で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

先進 国 債 FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指標で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

## JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

新興 国 債 J.P. Morganが算出、公表する指標で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

＊海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

＊上記各指標に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指標の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

## (1) 【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数)に、3.24%(税抜き)

3.0% ) を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前 9 時～午後 5 時までとさせていただきます。

## ( 2 ) 【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

## ( 3 ) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.1664%（税抜き1.08%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.35%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、 口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする 投資信託	年0.62%程度		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して、年1.7864%（税抜き1.7%）程度		

## ( 4 ) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、ハにかかる費用に関しては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的な金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

### イ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

### ハ 収益分配金の課税について

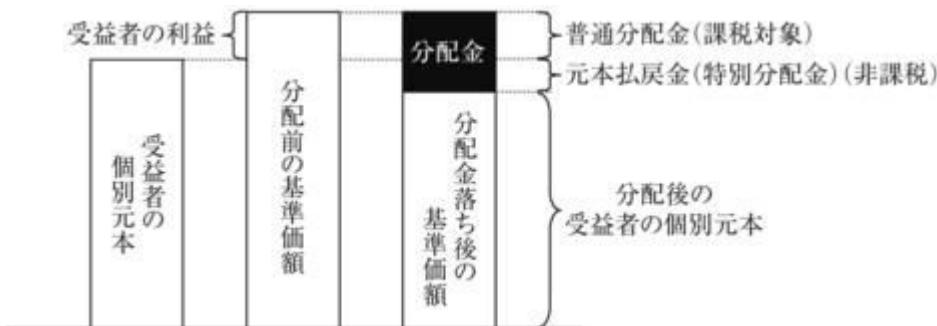
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した

額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記 の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### . 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### . 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年6月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5 【運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

2018年 6月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	764,936,120	98.04
親投資信託受益証券	日本	9,987	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,269,415	1.96
合計(純資産総額)		780,215,522	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

2018年 6月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	521,200,821	98.04
親投資信託受益証券	日本	9,987	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,416,392	1.96
合計(純資産総額)		531,627,200	100.00

### ( 2 ) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

##### イ 主要投資銘柄

2018年 6月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	L O ファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジクラス）	73,636.51	10,626	782,461,611	10,388	764,936,120	98.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,981	1.0007	9,987	1.0007	9,987	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2018年 6月29日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.04
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.04

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2018年 6月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	L Oファンズ - グローバル・コンパーティブル（円ヘッジなしクラス）	54,286.09	9,793	531,623,751	9,601	521,200,821	98.04
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,981	1.0007	9,987	1.0007	9,987	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別の投資比率

2018年 6月29日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98.04
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.04

【投資不動産物件】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

## 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

### （3）【運用実績】

#### 【純資産の推移】

## 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2016年 6月10日)	1,370,249,380	1,370,249,380	9,810	9,810
第2期 (2017年 6月12日)	1,161,707,760	1,166,317,086	10,081	10,121
第3期 (2018年 6月11日)	813,282,057	817,282,341	10,165	10,215
2017年 6月末日	1,107,720,436		9,981	
7月末日	1,088,245,038		10,015	
8月末日	1,057,726,344		9,919	
9月末日	1,023,626,829		9,991	
10月末日	970,185,566		10,169	
11月末日	948,832,367		10,183	
12月末日	938,753,219		10,168	
2018年 1月末日	950,637,634		10,317	
2月末日	920,879,092		10,209	
3月末日	874,045,701		10,082	
4月末日	861,543,214		10,136	
5月末日	825,737,414		10,125	
6月末日	780,215,522		9,936	

## 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2016年 6月10日)	929,627,745	929,627,745	8,678	8,678
第2期 (2017年 6月12日)	791,865,052	791,865,052	9,220	9,220
第3期 (2018年 6月11日)	542,363,603	542,363,603	9,477	9,477
2017年 6月末日	786,943,680		9,326	
7月末日	770,683,079		9,325	
8月末日	728,277,045		9,221	

9月末日	731,848,140		9,460	
10月末日	732,432,628		9,627	
11月末日	671,620,277		9,611	
12月末日	659,171,761		9,701	
2018年 1月末日	647,995,029		9,684	
2月末日	621,237,915		9,445	
3月末日	577,978,292		9,264	
4月末日	565,297,447		9,488	
5月末日	538,912,281		9,319	
6月末日	531,627,200		9,290	

### 【分配の推移】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2015年 6月15日～2016年 6月10日	0
第2期	2016年 6月11日～2017年 6月12日	40
第3期	2017年 6月13日～2018年 6月11日	50

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2015年 6月15日～2016年 6月10日	0
第2期	2016年 6月11日～2017年 6月12日	0
第3期	2017年 6月13日～2018年 6月11日	0

### 【収益率の推移】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

	収益率（%）
第1期	1.9
第2期	3.2
第3期	1.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをおいいます。

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

	收益率(%)
第1期	13.2
第2期	6.2
第3期	2.8

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをおいいます。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,958,357,425	561,572,031
第2期	47,100,199	291,554,078
第3期	115,353	352,389,901

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

##### 三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	1,342,264,270	270,996,705
第2期	0	212,426,262
第3期	1,447,657	288,001,256

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### 参考情報

基準日:2018年6月29日

\*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
＊委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

## ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジあり）



決算期	分配金
2018年6月	50円
2017年6月	40円
2016年6月	0円
設定来累計	90円

＊分配金は1万口当たり、税引前です。

## ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジなし）



決算期	分配金
2018年6月	0円
2017年6月	0円
2016年6月	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前です。

＊分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

＊分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 主要な資産の状況

### ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジあり）

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.04
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.96
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	LOファンズIII-グローバル・コンパーティブル(円ヘッジクラス)	98.04
日本	親投資信託受益証券	マニー・オープン・マザーファンド	0.00

### ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジなし）

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.04
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.96
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	LOファンズIII-グローバル・コンパーティブル(円ヘッジなしクラス)	98.04
日本	親投資信託受益証券	マニー・オープン・マザーファンド	0.00

\*比率は、各ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

\*「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## ▶投資対象とする投資信託の現況

### ■LOファンズIII-グローバル・コンパーティブル(円ヘッジクラス)/(円ヘッジなしクラス)

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「LOファンズIII-グローバル・コンパーティブル」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は以下の通りです。

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄) (2018年6月29日現在)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
シンガポール	社債券	CAPITALAND LTD	2.800	2025/06/08	2.57
オランダ	社債券	America Movil / KPN	0.000	2020/05/28	2.49
アメリカ	社債券	ARES CAPITAL CORP	4.375	2019/01/15	2.24
中国	社債券	QINGDAO HAIER/HAIER ELECTRONICS	0.000	2022/11/21	1.95
香港	社債券	CN CHINA YANGTZE PWR/ CCB	0.000	2021/11/09	1.83
中国	社債券	COUNTRY GARDEN	0.000	2019/01/27	1.81
中国	社債券	CRRC CORP LTD	0.000	2021/02/05	1.79
ドイツ	社債券	DEUTSCHE WOHNEN	0.600	2026/01/05	1.78
オランダ	社債券	STMICROELECTRONICS	0.250	2024/07/03	1.75
アメリカ	社債券	NXP SEMICONDUCTOR	1.000	2019/12/01	1.75

\*上記はロンバー・オディエ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドから入手した情報を基に委託会社が作成しています。

\*国・地域は転換対象とする株式等の情報に基づいています。

\*比率は、LOファンズIII-グローバル・コンパーティブルの純資産総額に対する時価の比率です。

### ■マネー・オープン・マザーファンド

#### 資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	72.30
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		27.70
合計(純資産総額)		100.00

#### 主要投資銘柄(上位10銘柄)

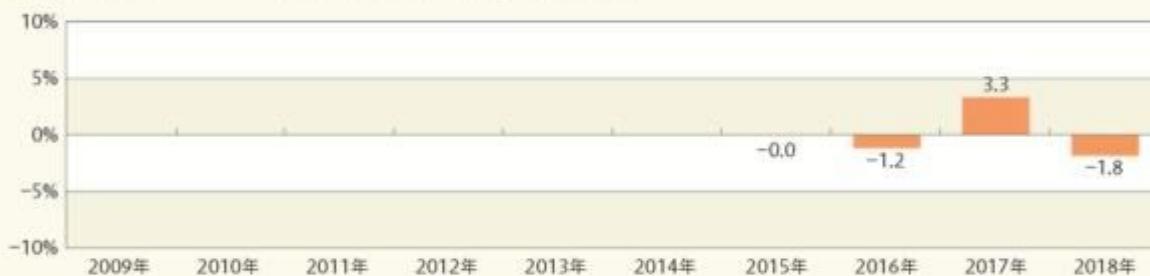
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第15回政府保証 東日本高速道路債券	1.300	2019/02/25	18.77
日本	特殊債券	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.600	2018/11/28	18.73
日本	特殊債券	第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.700	2018/07/31	18.63
日本	特殊債券	第8回政府保証 地方公営企業等金融機関債券	1.500	2019/05/24	16.17

\*比率は、マネー・オープン・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

\*「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

### 年間收益率の推移(暦年ベース)

#### ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド(為替ヘッジあり)



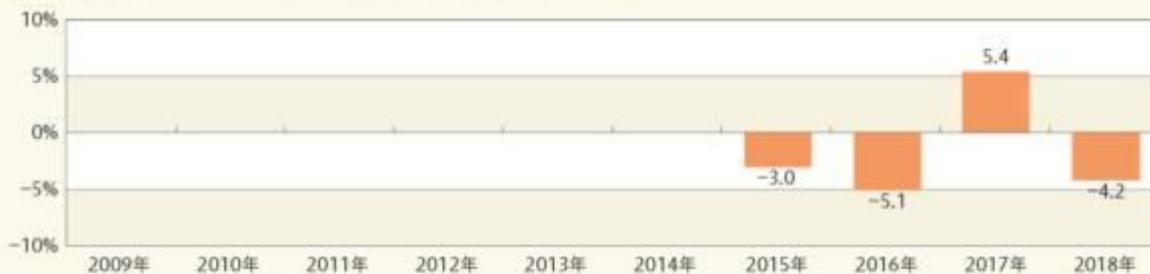
\*ファンドの收益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。

\*2015年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2015年6月15日)から年末までの騰落率を表示しています。

\*2018年のファンドの收益率は、年初から2018年6月29日までの騰落率を表示しています。

\*ファンドにはベンチマークはありません。

#### ■三井住友・グローバルCB戦略ファンド(為替ヘッジなし)



\*ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの收益率は実際の投資家利回りとは異なります。

\*2015年のファンドの收益率は、ファンドの設定日(2015年6月15日)から年末までの騰落率を表示しています。

\*2018年のファンドの收益率は、年初から2018年6月29日までの騰落率を表示しています。

\*ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(口)原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したもの当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ)当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

ファンドのお買付けに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

## (二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がルクセントブルグの銀行の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

### 口 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

### ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### 二 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

### ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ルクセンブルグの銀行の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「（為替ヘッジあり）」は「グロCBあり」、「（為替ヘッジなし）」は「グロCBなし」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### （2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

### （3）【信託期間】

2015年6月15日から2025年6月10日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

### （4）【計算期間】

毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### （5）【その他】

#### イ 信託の終了

##### （イ）信託契約の解約

- a . 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c . 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

##### （ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### （ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間ににおいて存続します。

##### （ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

- b . 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c . 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### □ 収益分配金、償還金の支払い

##### (イ) 収益分配金

- a . 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b . 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

#### ハ 信託約款の変更等

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知り得る受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知り得る受益者が議決権を行使しないときは、当該知り得る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

(ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3カ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営

業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

#### 八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

#### 二 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

#### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期(平成29年6月13日から平成30年6月11日まで)の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

【三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第2期 ( 平成29年 6月12日現在 )	第3期 ( 平成30年 6月11日現在 )
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	31,475,892	-
コール・ローン	-	26,946,688
投資証券	1,138,474,603	795,554,873
親投資信託受益証券	9,994	9,987
未収入金	7,078,742	-
流動資産合計	1,177,039,231	822,511,548
<b>資産合計</b>	<b>1,177,039,231</b>	<b>822,511,548</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	4,609,326	4,000,284
未払解約金	3,540,600	-
未払受託者報酬	198,551	144,579
未払委託者報酬	6,949,142	5,060,079
未払利息	-	70
その他未払費用	33,852	24,479
流動負債合計	15,331,471	9,229,491
<b>負債合計</b>	<b>15,331,471</b>	<b>9,229,491</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,152,331,515	800,056,967
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	9,376,245	13,225,090
元本等合計	1,161,707,760	813,282,057
<b>純資産合計</b>	<b>1,161,707,760</b>	<b>813,282,057</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,177,039,231</b>	<b>822,511,548</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第2期 自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,709,802	-
有価証券売買等損益	<u>47,742,031</u>	21,656,526
営業収益合計	<u>50,451,833</u>	21,656,526
<b>営業費用</b>		
支払利息	15,592	16,698
受託者報酬	406,707	312,914
委託者報酬	14,234,716	10,951,900
その他費用	<u>78,211</u>	56,164
営業費用合計	<u>14,735,226</u>	11,337,676
営業利益又は営業損失( )	35,716,607	10,318,850
経常利益又は経常損失( )	<u>35,716,607</u>	10,318,850
当期純利益又は当期純損失( )	<u>35,716,607</u>	10,318,850
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	377,819	170,436
期首剩余金又は期首次損金( )	26,536,014	9,376,245
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,485,765	1,263
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,485,765	-
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,263
剩余金減少額又は欠損金増加額	302,968	2,300,548
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	2,300,548
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	302,968	-
分配金	<u>4,609,326</u>	4,000,284
期末剩余金又は期末欠損金( )	<u>9,376,245</u>	13,225,090

(3) 【注記表】  
(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成29年 6月13日から平成30年 6月11日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期 (平成29年 6月12日現在)	第3期 (平成30年 6月11日現在)
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	1,152,331,515口	800,056,967口
2. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1口当たり純資産額 (10,081円) (10,000口当たりの純資産額) 10,165円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,903,671円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(13,338,912円)、収益調整金(0円)、および分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は15,242,583円(1万口当たり132.27円)であり、うち4,609,326円(1万口当たり40円)を分配金額としてあります。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(10,162,347円)、収益調整金(722円)、および分配準備積立金(7,948,458円)より、分配対象収益は18,111,527円(1万口当たり226.36円)であり、うち4,000,284円(1万口当たり50円)を分配金額としてあります。

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としてあります。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れてあります。  2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としてあります。  3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項 目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

#### . 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第3期 ( 平成30年 6月11日現在 )
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 . 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券）          　「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）          　デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等          　これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期（自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	43,833,582円
親投資信託受益証券	9円
合計	43,833,573円

第3期（自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	18,953,762円
親投資信託受益証券	7円
合計	18,953,755円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第2期 (平成29年 6月12日現在)	第3期 (平成30年 6月11日現在)
期首元本額	1,396,785,394円	1,152,331,515円
期中追加設定元本額	47,100,199円	115,353円
期中一部解約元本額	291,554,078円	352,389,901円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	LOファンズ - グローバル・コンバーティブル(円ヘッジクラス)	74,868.7	795,554,873	
投資証券合計		74,868.7	795,554,873	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,981	9,987	
親投資信託受益証券合計		9,981	9,987	
	合計		795,564,860	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三井住友・グローバルC B 戦略ファンド（為替ヘッジなし）】

( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第2期 ( 平成29年 6月12日現在 )	第3期 ( 平成30年 6月11日現在 )
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	17,990,837	-
コール・ローン	-	14,294,865
投資証券	780,082,361	531,623,751
親投資信託受益証券	9,994	9,987
未収入金	-	5,682,693
流動資産合計	798,083,192	551,611,296
<b>資産合計</b>	<b>798,083,192</b>	<b>551,611,296</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	1,377,600	5,715,600
未払受託者報酬	133,828	97,651
未払委託者報酬	4,684,004	3,417,887
未払利息	-	37
その他未払費用	22,708	16,518
流動負債合計	6,218,140	9,247,693
<b>負債合計</b>	<b>6,218,140</b>	<b>9,247,693</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	858,841,303	572,287,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	66,976,251	29,924,101
元本等合計	791,865,052	542,363,603
<b>純資産合計</b>	<b>791,865,052</b>	<b>542,363,603</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>798,083,192</b>	<b>551,611,296</b>

( 2 ) 【損益及び剩余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第2期 自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1,773,878	-
有価証券売買等損益	<u>52,347,854</u>	29,453,374
営業収益合計	<u>54,121,732</u>	29,453,374
<b>営業費用</b>		
支払利息	10,683	12,083
受託者報酬	269,948	217,550
委託者報酬	9,448,140	7,614,196
その他費用	<u>51,428</u>	39,325
営業費用合計	<u>9,780,199</u>	7,883,154
営業利益又は営業損失( )	44,341,533	21,570,220
経常利益又は経常損失( )	<u>44,341,533</u>	21,570,220
当期純利益又は当期純損失( )	<u>44,341,533</u>	21,570,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,235,684	6,976,986
期首剩余金又は期首次損金( )	141,639,820	66,976,251
剩余金増加額又は欠損金減少額	28,086,352	22,510,803
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	28,086,352	22,510,803
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	-	51,887
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	51,887
<b>分配金</b>	-	-
期末剩余金又は期末欠損金( )	66,976,251	29,924,101

(3) 【注記表】  
(重要な会計方針の注記)

項 目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成29年 6月13日から平成30年 6月11日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第2期 (平成29年 6月12日現在)	第3期 (平成30年 6月11日現在)
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	858,841,303口	572,287,704口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第 55条の6第10号に規定 する額	元本の欠損 66,976,251円	元本の欠損 29,924,101円
3. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 0.9220円 (10,000口当たりの純資産額 9,220円)	1口当たり純資産額 0.9477円 (10,000口当たりの純資産額 9,477円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,458,206円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2円)、および分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は1,458,208円(1万口当たり16.97円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,977円)、および分配準備積立金(1,035,106円)により、分配対象収益は1,037,083円(1万口当たり18.11円)ですが、分配を行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。  2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。  3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項目	第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

#### . 金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 (平成30年 6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（投資証券、親投資信託受益証券）  「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）  デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等  これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第2期（自 平成28年 6月11日 至 平成29年 6月12日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	51,831,863円
親投資信託受益証券	9円
合計	51,831,854円

第3期（自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	17,988,784円
親投資信託受益証券	7円
合計	17,988,777円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第2期 (平成29年 6月12日現在)	第3期 (平成30年 6月11日現在)
期首元本額	1,071,267,565円	858,841,303円
期中追加設定元本額	-円	1,447,657円
期中一部解約元本額	212,426,262円	288,001,256円

(4)【附属明細表】

## 有価証券明細表

### (a) 株式

該当事項はありません。

### (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	LOファンズ - グローバル・コンバーティブル(円ヘッジなしクラス)	54,286.09	531,623,751	
投資証券合計		54,286.09	531,623,751	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	9,981	9,987	
親投資信託受益証券合計		9,981	9,987	
	合計		531,633,738	

### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### (参考)

三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジあり）は、「LOファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジクラス）」および「マネー・オープン・マザーファンド」を、三井住友・グローバルCB戦略ファンド（為替ヘッジなし）は、「LOファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジなしクラス）」および「マネー・オープン・マザーファンド」をそれぞれ主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべて該当ファンドであり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

「LOファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジクラス）」および「LOファンズ - グローバル・コンバーティブル（円ヘッジなしクラス）」は、「LOファンズ - グローバル・コンバーティブル」のシェアクラスです。

以下に記載した状況は、監査の対象外です。

### LOファンズ - グローバル・コンバーティブル

LOファンズ - グローバル・コンバーティブルは、ルクセンブルグ籍の会社型外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものであります。

### 純資産計算書(2017年9月30日現在)

(単位：日本円)

#### 資産

投資有価証券 時価

1,747,677,187



200,000	CHINA OVERSEAS FIN 16-23 05/01U	米ドル	23,952,707	1.39
95,000	CTRIP COM INTL CV 1.25 17-22 15/09S	米ドル	11,559,542	0.67
250,000	SEMICONDUCTOR MANU 0.00 16-22 07/07U 中国	米ドル	32,460,371	1.87
250,000	CRRC CORP LTD CV 0.00 16-21 05/02U	米ドル	42,641,131	2.47
100,000	ZHEJIANG EXPRESS CV 0.00 17-22 21/04U フィンランド	ユーロ	29,087,642	1.69
100,000	SOLIDIUM CV 0.00 14-18 04/09U フランス	ユーロ	13,553,489	0.78
1,600	BIM CV 2.50 15-20 13/11A	ユーロ	13,791,693	0.80
540	CREDIT AGRICOLE CV 0.00 16-19 03/10U	ユーロ	196,789,203	11.38
915	FONCIERE DES REGIONS 0.875 13-19 01/04S	ユーロ	5,737,925	0.33
315	INGENICO CV 0.00 15-22 26/06U	ユーロ	5,810,684	0.34
630	LVMH MOET HENNESSY CV 0.00 16-21 16/02U	米ドル	12,226,388	0.71
690	SAFRAN SA CV 0.00 16-20 31/12U	ユーロ	7,017,898	0.41
273	SEB SA CV 0.00 16-21 17/11U	ユーロ	21,116,325	1.22
3,800	SUEZ ENV CV (SHS) 0.00 14-20 27/02U	ユーロ	9,231,622	0.53
100,000	TECHNIP SA CV 0.875 16-21 25/01S	ユーロ	7,243,081	0.42
200,000	TOTAL CV 0.50 15-22 02/12S	米ドル	9,769,786	0.57
570	UBISOFT CV 0.00 16-21 27/09U	ユーロ	23,083,480	1.34
555	UNIBAIL RODAMCO CV 0.00 14-21 01/07U	ユーロ	5,566,199	0.32
200	UNIBAIL RODAMCO CV 0.00 15-22 01/01U	ユーロ	22,103,407	1.28
200,000	VALEO CV 0.00 16-21 16/06U	米ドル	9,037,186	0.52
2,057	VEOLIA ENVIRONNEMENT 0.00 16-21 15/03A	ユーロ	25,626,549	1.47
1,250	WENDEL CV 0.00 16-19 31/07U ドイツ	ユーロ	8,157,545	0.47
250,000	BASF CV 0.925 17-23 09/03S	ユーロ	9,601,481	0.56
100,000	DEUTSCHE WOHNEN REGS 0.325 17-24 26/07A	米ドル	91,541,492	5.29
100,000	FRESENIUS MED CARE CV 1.125 14-20 31/01S	ユーロ	29,525,519	1.70
100,000	MTU AERO ENG. 0.125 16-23 17/05A	ユーロ	13,687,096	0.79
100,000	RAG STIFTUNG CV 0.00 15-21 18/02U	ユーロ	16,534,355	0.96
	ハンガリー		17,056,272	0.99
100,000	MNV CV 3.375 13-19 02/04S	ユーロ	100,000	0.85
	日本		15,738,250	0.91
10,000,000	NAGOYA RAILROAD CV 0.00 14-24 11/12U	日本円	15,684,009	0.91
10,000,000	SBI HOLDINGS CV 0.00 17-20 14/09U	日本円	135,905,760	7.86
100,000	SHIZUOKA BANK CV 0.00 13-18 25/04U	米ドル	10,534,300	0.61
19,000,000	SONY CORP CV 0.00 15-22 30/09U	日本円	10,915,000	0.63
10,000,000	TEIJIN LTD CV 0.00 14-18 10/12U	日本円	11,117,370	0.64
10,000,000	TERUMO CORP CV 0.00 14-21 06/12U	日本円	21,804,590	1.27
10,000,000	TERUMO CORP CV REGS 0.00 14-19 04/12U	日本円	11,384,400	0.66
10,000,000	TOHOKU ELEC POWER CV 0.00 15-20 03/12U	日本円	12,214,700	0.71
10,000,000	TORAY INDUSTRIES CV 0.00 14-19 30/08U	日本円	11,908,800	0.69
10,000,000	UNICHARM CORP CV 0.00 15-20 25/09U	日本円	10,048,500	0.58
10,000,000	YAMADA DENKI CV 0.00 14-19 28/06U ルクセンブルク	日本円	12,518,800	0.72
100,000	CITIGROUP GM FDG CV 0.50 16-23 04/08A	ユーロ	11,640,500	0.67
20,000	ENSCO JERSEY CV 3.00 16-24 31/01S	米ドル	11,818,800	0.68
100,000	GRAND CITY PRO CV 0.25 16-22 02/03S	ユーロ	55,664,035	3.22
200,000	TELENOR EAST II CV 0.25 16-19 20/09S マレーシア	米ドル	15,114,983	0.87
200,000	CAHAYA CAPITAL CV 0.00 14-21 18/09U	米ドル	1,907,504	0.11
			13,426,536	0.78
			25,215,012	1.46
			43,414,884	2.51
			22,164,725	1.28

250,000	INDAH CAPITAL CV 0.00 13-18 24/10U	シンガポール	21,250,159	1.23
	メキシコ		72,103,156	4.17
500,000	AMERICA MOVIL 0.00 15-20 28/05U	ユーロ	65,775,990	3.80
50,000	CEMEX SAB DE CV CONV 3.72 15-20 15/03S	米ドル	6,327,166	0.37
	シンガポール		41,778,308	2.42
500,000	CAPITALAND CV 2.80 15-25 08/06S	シンガポール	41,778,308	2.42
	スペイン		53,522,637	3.10
100,000	CO ECONOMICA DELTA 1.00 16-23 01/12S	ユーロ	13,769,337	0.80
100,000	INTL CONSOLIDATED CV 0.25 15-20 17/11S	ユーロ	13,008,816	0.75
100,000	LA CAXA CV 1.00 13-17 25/11S	ユーロ	13,423,742	0.78
100,000	TELEFONICA PARTICI 0.00 16-21 09/03U	ユーロ	13,320,742	0.77
	スウェーデン		15,150,576	0.88
1,000,000	AB INDSTRIVARDEN 0.00 14-19 15/05U	スウェーデン クローナ	15,150,576	0.88
	スイス		32,362,598	1.87
50,000	IMPLENIA CV 0.50 15-22 30/06A	スイスフラン	6,119,431	0.35
35,000	SWISS LIFE HLDG 0.00 13-20 02/12U	スイスフラン	5,965,282	0.35
175,000	SWISS PRIME SITA AG 0.25 16-23 16/06A	スイスフラン	20,277,885	1.17
	台湾		24,880,693	1.44
200,000	UNITED MICROELEC CV 0.00 15-20 18/05U	米ドル	24,880,693	1.44
	オランダ		106,332,906	6.15
100,000	ACS ACTIVIDADES CV 2.625 13-18 22/10Q	ユーロ	16,243,853	0.94
100,000	AIRBUS GROUP CV 0.00 15-22 01/07U	ユーロ	14,412,884	0.83
100,000	AIRBUS GROUP SE 0.00 16-21 14/06U	ユーロ	15,664,049	0.91
250,000	SIEMENS FIN NV 1.65 15-19 16/08S	米ドル	34,296,869	1.98
200,000	STMICROELECTRONICS 0.25 17-24 03/07S	米ドル	25,715,251	1.49
	アラブ首長国連邦		35,008,447	2.02
100,000	AABAR INVEST CV 0.50 15-20 27/03S	ユーロ	11,925,192	0.69
200,000	DP WORLD CV 1.75 14-24 19/06S	米ドル	23,083,255	1.33
	英国		32,570,633	1.88
100,000	BP CAPITAL MKTS 1.00 16-23 28/04S	英ポンド	17,840,708	1.03
100,000	VODAFONE GROUP CV 0.00 15-20 26/11U	英ポンド	14,729,925	0.85
	米国		389,635,065	22.53
65,000	AKAMAI TECHNOLOGIE CV 0.00 14-19 15/02U	米ドル	7,126,198	0.41
140,000	AMERICAN RLTY CAP CV 3.00 13-18 01/08S	米ドル	15,857,359	0.92
300,000	ARES CAPITAL CV 4.375 14-19 15/01S	米ドル	34,653,419	2.00
100,000	ARES CAPITAL CV 4.75 13-18 15/01S	米ドル	11,322,182	0.65
45,000	BLACKHAWK NETWORK 1.50 17-22 15/01S	米ドル	5,650,279	0.33
280,000	CITRIX SYSTEMS CV 0.50 15-19 15/04S	米ドル	36,690,653	2.12
40,000	DYCOM INDUSTRIES CV 0.75 15-21 15/09S	米ドル	5,114,143	0.30
40,000	EURONET WORLDWIDE 1.50 14-44 01/10S	米ドル	6,105,976	0.35
60,000	EXTRA SPACE STOR CV 3.125 15-35 01/10S	米ドル	7,370,261	0.43
30,000	HOLOGIC INC CV 2.00 12-42 01/03S	米ドル	4,094,822	0.24
280,000	ILLUMINA CV 0.00 14-19 15/06U	米ドル	33,295,040	1.93
340,000	INTEL DEDS CV FL.R 05-35 15/12S	米ドル	54,438,620	3.14
76,000	LIBERTY INTERACTIVE 1.75 16-46 30/09Q	米ドル	10,186,795	0.59
45,000	LUMENTUM HLDG 144A 0.25 17-24 15/03S	米ドル	5,859,836	0.34
225,000	MICROCHIP TEC 144A CV 1.625 17-27 15/02S	米ドル	30,891,495	1.79
30,000	NABOR INDUSTRIES 0.75 17-24 15/01S	米ドル	2,746,609	0.16
100,000	NATIONAL GRIDS CV 0.90 15-20 02/11S	英ポンド	15,205,801	0.88
45,000	NUANCE COMMUNICATIONS 1.00 16-35 15/12S	米ドル	4,738,300	0.27

55,000	NUVASCHE INC CV 2.25 16-21 15/03S	米ドル	7,094,043	0.41
25,000	ON SEMICONDUCTOR CV 1.00 15-20 01/12S	米ドル	3,356,858	0.19
380,000	PRICELINE GROUP CV 0.90 15-21 15/09A	米ドル	49,291,000	2.85
70,000	RPM INTERNATIONAL CV 2.25 13-20 15/12S	米ドル	9,087,840	0.53
100,000	SPIRIT REALTY CAP CV 2.875 14-19 15/05S	米ドル	11,275,299	0.65
50,000	STARWOOD PROPERTY CV 4.00 13-19 15/01S	米ドル	6,291,484	0.36
60,000	TRINITY IND.CV-SUB 3.875 06-36 01/06S	米ドル	9,079,133	0.53
25,000	WORKDAY 144A CV 0.25 17-22 01/10S	米ドル	2,811,620	0.16
<b>変動利付債</b>				
日本				
200,000	YAMAGUCHI FIN GP CV FL.R 15-20 26/03Q	米ドル	23,638,651	1.37
<b>その他譲渡可能有価証券</b>				
<b>債券</b>				
オランダ				
200,000	QIAGEN 0.50 17-23 13/09S	米ドル	22,663,388	1.31
米国				
55,000	TERADYNE INC 1.25 16-23 15/12S	米ドル	8,197,850	0.47
<b>転換社債</b>				
英領ヴァージン諸島				
100,000	CHINA YANGTZE POWER 0.00 16-21 09/11U	ユーロ	13,880,586	0.80
フランス				
100,000	ORANGE SA 0.375 17-21 27/06S	英ポンド	15,159,738	0.88
ドイツ				
100,000	DEUTSCHE WOHNEN SE CV 100 000 17-26 05/01A	ユーロ	26,802,639	1.55
100,000	LEG IMMOBILIEN AG CV 0.875 17-25 01/09S	ユーロ	13,265,384	0.77
日本				
10,000,000	ANA HOLDINGS CV 0.00 17-24 19/09U	日本円	46,222,900	2.68
10,000,000	KANSAI PAINT CO 0.00 16-22 17/06U	日本円	10,427,500	0.60
10,000,000	KYUSHU ELECTRIC PO CV 0.00 17-22 31/03U	日本円	10,865,900	0.63
10,000,000	SUZUKI MOTOR CV 0.00 16-23 31/03U	日本円	10,348,300	0.60
米国				
60,000	VIAVI SOLUTIONS INC 1.00 17-24 01/03S	米ドル	14,581,200	0.85
<b>オプション(純額) 時価</b>				
<b>店頭オプション</b>				
<b>購入店頭オプション 時価</b>				
1	AMAZON.COM INOTC JAN 1020 17.01.20 CALL	米ドル	9,032,983	0.52
1	AMAZON.COM INOTC JUN 990.0 21.06.19 CALL	米ドル	1,969,432	0.11
30	DEUTSCHE POSTOTC DEC 32.00 20.12.19 CALL	ユーロ	1,826,125	0.11
4	SALESFORCE COOTC JAN 90.01 18.01.19 CALL	米ドル	2,740,034	0.16
12	VINCI SA XPAROTC DEC 80.00 17.12.21 CALL	ユーロ	621,828	0.04
			1,875,564	0.11

通貨	購入額	カウンター・ パーティー	満期日	通貨	売却額	未実現評価益 / 純資産構成比(%)	
						(損)	(単位:円)
<b>為替先渡取引明細</b>						(29,972,065)	(1.73)
スイスフ ラン	10,000	Morgan Stanley	2017年11月08日	日本円	1,157,897	6,207	0.00
米ドル	82,000	Morgan Stanley	2017年11月08日	日本円	9,073,043	141,386	0.01
日本円	36,952,076	Citibank	2017年11月08日	シンガポール ドル	460,000	(1,128,588)	(0.07)
日本円	8,890,440	Citibank	2017年11月08日	スウェーデン クローナ	650,000	(75,883)	0.00

米ドル	222,900	Goldman Sachs	2017年11月08日	日本円	24,642,616	404,898	0.02
日本円	3,231,979	Morgan Stanley	2017年11月08日	ユーロ	24,500	(28,946)	0.00
日本円	532,924,526	Goldman Sachs	2017年11月08日	米ドル	4,910,000	(18,817,477)	(1.08)
日本円	1,851,477	Morgan Stanley	2017年11月08日	米ドル	16,500	(2,646)	0.00
シンガ							
ポールド	20,000	Morgan Stanley	2017年11月08日	日本円	1,646,274	9,408	0.00
ル							
ユーロ	10,000	Citibank	2017年11月08日	日本円	1,317,952	13,038	0.00
米ドル	35,000	Citibank	2017年11月08日	日本円	3,884,609	48,379	0.00
日本円	19,952,615	Goldman Sachs	2017年11月08日	スイスフラン	175,000	(419,197)	(0.02)
スイスフ	10,000	Goldman Sachs	2017年11月08日	日本円	1,146,518	17,586	0.00
ラン							
ユーロ	111,500	Goldman Sachs	2017年11月08日	日本円	14,759,296	81,240	0.00
ユーロ	70,000	Morgan Stanley	2017年11月08日	日本円	9,316,018	910	0.00
日本円	311,697,348	Citibank	2017年11月08日	ユーロ	2,401,000	(7,873,298)	(0.46)
日本円	34,706,433	Goldman Sachs	2017年11月08日	英ポンド	245,000	(2,272,729)	(0.13)
日本円	1,721,584	UBS	2017年11月08日	米ドル	16,000	(76,353)	0.00

### マネー・オープン・マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円)

(平成29年 6月12日現在) (平成30年 6月11日現在)

資産の部		
流動資産		
金銭信託	9,598,856	-
コール・ローン	-	20,587,299
特殊債券	65,453,360	54,447,860
未収利息	203,819	208,777
前払費用	51,865	12,821
流動資産合計	75,307,900	75,256,757
資産合計	75,307,900	75,256,757
負債の部		
流動負債		
未払利息	-	53
その他未払費用	280	540
流動負債合計	280	593
負債合計	280	593
純資産の部		
元本等		
元本	75,202,622	75,202,622
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	104,998	53,542
元本等合計	75,307,620	75,256,164
純資産合計	75,307,620	75,256,164
負債純資産合計	75,307,900	75,256,757

#### 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的な事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成29年 6月12日現在）	（平成30年 6月11日現在）
1. 当計算期間の末日に おける受益権の総数	75,202,622口	75,202,622口
2. 1単位当たり純資産の 額	1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1口当たり純資産額 (10,0014円)(10,0014円)

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係る リスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p>

項目	自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
	<p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループには是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的な理由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

#### . 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 6月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（特殊債券）</p> <p>「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）</p> <p>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

( デリバティブ取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

自 平成29年 6月13日 至 平成30年 6月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般的の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

( その他の注記 )

( 平成29年 6月12日現在 )	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	75,182,656円
同期中における追加設定元本額	49,910円
同期中における一部解約元本額	29,944円
平成29年 6月12日現在における元本の内訳	
アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型（通貨アクティブヘッジコース）	30,000,000円
メキシコ債券ファンド（毎月分配型）	9,994,004円
メキシコ債券ファンド（資産成長型）	4,997,002円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ラグジュアリーファンド	29,982,011円
S M B C ・ 日興資産成長ナビゲーション	49,961円
アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型（ヘッジなしコース）	29,944円
三井住友・グローバルC B 戦略ファンド（為替ヘッジあり）	9,981円
三井住友・グローバルC B 戦略ファンド（為替ヘッジなし）	9,981円
三井住友・公益インフラ優先証券ファンド201508	9,980円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（為替ヘッジなし）	9,980円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド（限定為替ヘッジ）	9,980円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-02	9,976円
三井住友・公益インフラ優先証券ファンド201603	9,978円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-05	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05（為替ヘッジあり）	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-05（為替ヘッジなし）	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-09（為替ヘッジあり）	9,980円
りそな・ストラテジック・インカムファンド2016-09（為替ヘッジなし）	9,980円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド2016-09	9,980円

(平成29年 6月12日現在)	
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-12 (為替ヘッジあり)	9,985円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-12 (為替ヘッジなし)	9,985円
合計	75,202,622円

(平成30年 6月11日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	75,202,622円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
平成30年 6月11日現在における元本の内訳	
アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型(通貨アクティブヘッジコース)	30,000,000円
メキシコ債券ファンド(毎月分配型)	9,994,004円
メキシコ債券ファンド(資産成長型)	4,997,002円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ラグジュアリーファンド	29,982,011円
S M B C・日興資産成長ナビゲーション	49,961円
アジア・ハイイールド債券ファンド毎月分配型(ヘッジなしコース)	29,944円
三井住友・グローバルC B 戦略ファンド(為替ヘッジあり)	9,981円
三井住友・グローバルC B 戦略ファンド(為替ヘッジなし)	9,981円
三井住友・公益インフラ優先証券ファンド 201508	9,980円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド(為替ヘッジなし)	9,980円
ダイナミック・マルチアセット戦略ファンド(限定為替ヘッジ)	9,980円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド 2016-02	9,976円
三井住友・公益インフラ優先証券ファンド 201603	9,978円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド 2016-05	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-05(為替ヘッジあり)	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-05(為替ヘッジなし)	9,978円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-09(為替ヘッジあり)	9,980円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-09(為替ヘッジなし)	9,980円
あしぎん世界コーポレート・ハイブリッド証券ファンド 2016-09	9,980円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-12(為替ヘッジあり)	9,985円
りそな・ストラテジック・インカムファンド 2016-12(為替ヘッジなし)	9,985円
合計	75,202,622円

## 附属明細表

## 有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	14,033,180	
	第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	14,000,000	14,106,540	
	第8回政府保証地方公営企業等金融機関債券	12,000,000	12,175,560	
	第15回政府保証東日本高速道路債券	14,000,000	14,132,580	
合計		54,000,000	54,447,860	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）

2018年 6月29日現在

資産総額	793,613,060円
負債総額	13,397,538円
純資産総額（ - ）	780,215,522円
発行済口数	785,267,399口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9936円
(1万口当たり純資産額)	(9,936円)

三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）

2018年 6月29日現在

資産総額	531,940,346円
負債総額	313,146円
純資産総額（ - ）	531,627,200円
発行済口数	572,287,704口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9290円
(1万口当たり純資産額)	(9,290円)

### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

#### イ 名義書換

該当事項はありません。

#### ロ 受益者名簿

作成しません。

#### ハ 受益者に対する特典

ありません。

#### 二 受益権の譲渡および譲渡制限等

##### （イ）受益権の譲渡

- a . 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b . 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受

益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

c . 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ないと判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（口）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### イ 資本金の額および株式数

2018年6月29日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

###### □ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

###### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってを行い、累積投票によらないものとします。

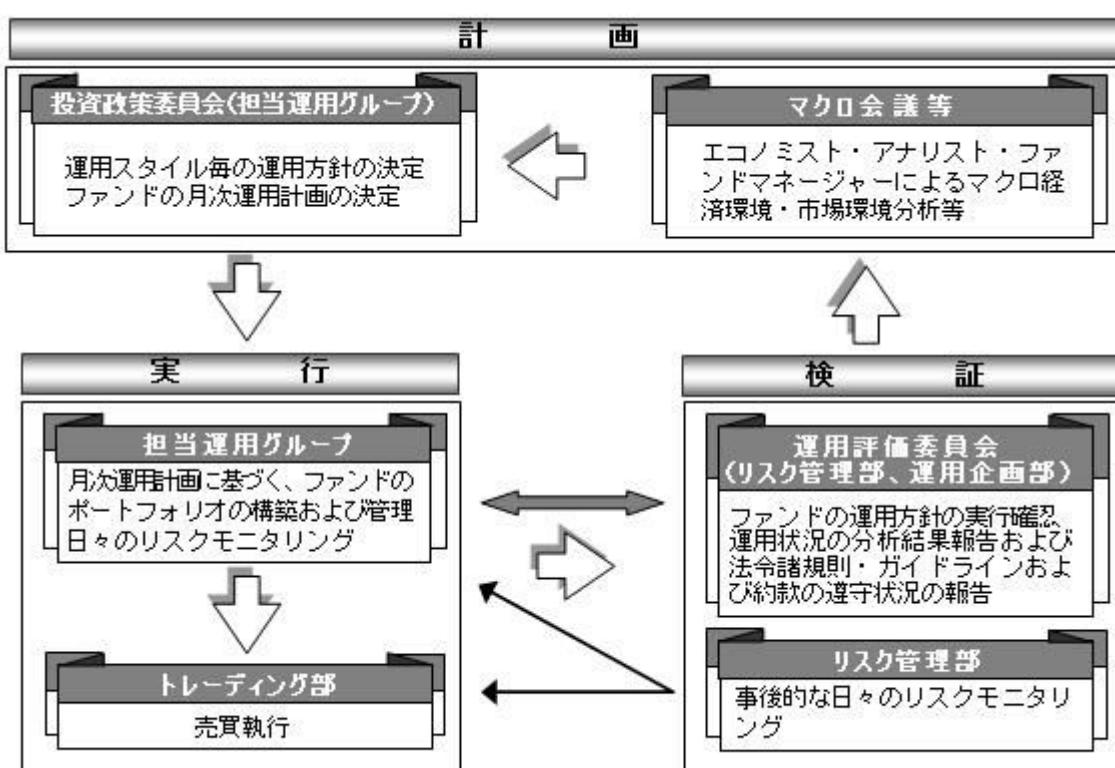
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

#### 二 投資信託の運用の流れ



## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年6月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(2018年6月29日現在)

		本数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	88 ( 41)	345,854 ( 262,846)
	追加型	466 ( 198)	5,809,736 ( 2,828,009)
	計	554 ( 239)	6,155,590 ( 3,090,855)
公社債投資信託	単位型	107 ( 107)	300,164 ( 300,164)
	追加型	1 ( 0)	30,353 ( 0)
	計	108 ( 107)	330,517 ( 300,164)
合計		662 ( 346)	6,486,107 ( 3,391,019)

( ) 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 3 【委託会社等の経理状況】

- 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 当社は、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

### (1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407

未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部

<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	2,000,000	2,000,000
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	8,628,984	8,628,984
<b>資本剰余金合計</b>	<u>8,628,984</u>	<u>8,628,984</u>
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>	284,245	284,245
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>配当準備積立金</b>	60,000	60,000
<b>別途積立金</b>	1,476,959	1,476,959
<b>繰越利益剰余金</b>	23,493,074	26,561,078
<b>利益剰余金合計</b>	<u>25,314,279</u>	<u>28,382,283</u>
<b>株主資本計</b>	<u>35,943,263</u>	<u>39,011,267</u>
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	327,116	870,535
<b>評価・換算差額等合計</b>	<u>327,116</u>	<u>870,535</u>
<b>純資産合計</b>	<u>36,270,379</u>	<u>39,881,802</u>
<b>負債・純資産合計</b>	<u>46,576,717</u>	<u>53,831,157</u>

( 2 ) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度	
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
<b>営業収益</b>		
<b>委託者報酬</b>	31,628,014	36,538,981
<b>運用受託報酬</b>	5,649,190	8,362,118
<b>投資助言報酬</b>	1,726,511	1,440,233
<b>その他営業収益</b>		
<b>情報提供コンサルタント</b>		
<b>業務報酬</b>	5,000	5,000
<b>サービス支援手数料</b>	61,268	128,324
<b>その他</b>	54,261	55,820
<b>営業収益計</b>	<u>39,124,246</u>	<u>46,530,479</u>
<b>営業費用</b>		
<b>支払手数料</b>	14,908,517	16,961,384
<b>広告宣伝費</b>	366,227	353,971
<b>公告費</b>	1,140	1,140
<b>調査費</b>		
<b>調査費</b>	1,325,978	1,654,233
<b>委託調査費</b>	4,343,104	5,972,473
<b>営業雑経費</b>		
<b>通信費</b>	46,030	40,066
<b>印刷費</b>	338,254	339,048
<b>協会費</b>	21,669	-
<b>諸会費</b>	20,054	45,465
<b>情報機器関連費</b>	2,516,497	2,582,734
<b>販売促進費</b>	24,896	34,333
<b>その他</b>	149,177	136,669
<b>営業費用合計</b>	<u>24,061,549</u>	<u>28,121,520</u>

**一般管理費**

**給料**

役員報酬	225,885	196,529
給料・手当	6,121,741	6,190,716
賞与	610,533	601,375
賞与引当金繰入額	989,925	1,566,810
交際費	23,136	25,709
事務委託費	317,928	256,413
旅費交通費	229,248	220,569
租税公課	268,527	282,036
不動産賃借料	622,662	654,286
退職給付費用	423,954	419,884
固定資産減価償却費	384,068	329,756
諸経費	335,840	285,490
<b>一般管理費合計</b>	<b>10,553,451</b>	<b>11,029,580</b>
<b>営業利益</b>	<b>4,509,246</b>	<b>7,379,378</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	1 106,651	51,335
受取利息	1 745	520
時効成立分配金・償還金		1,721 2,622
原稿・講演料		1,474 894
雑収入		12,592 10,669
<b>営業外収益合計</b>	<b>123,184</b>	<b>66,042</b>
<b>営業外費用</b>		
為替差損		9,737 5,125
雑損失		1,084 913
<b>営業外費用合計</b>	<b>10,821</b>	<b>6,038</b>
<b>経常利益</b>	<b>4,621,608</b>	<b>7,439,383</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券償還益		353,462 61,842
投資有価証券売却益		2,579 30,980
<b>特別利益合計</b>	<b>356,041</b>	<b>92,822</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	2 8,157	354,695
投資有価証券償還損		43,644 141,666
投資有価証券売却損		15,012 9,634
ゴルフ会員権売却損		3,894 -
事務所移転費用		21,175 -
<b>特別損失合計</b>	<b>91,884</b>	<b>505,996</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>4,885,765</b>	<b>7,026,209</b>
法人税、住民税及び事業税		1,391,996 2,350,891
法人税等調整額		25,454 280,166
<b>法人税等合計</b>	<b>1,366,541</b>	<b>2,070,725</b>
<b>当期純利益</b>	<b>3,519,223</b>	<b>4,955,483</b>

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：千円)

株主資本
------



当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

#### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	291,976千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
受取配当金	106,640千円	-千円
受取利息	18千円	-千円

2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	6,952千円	-千円
器具備品	1,204千円	0千円
ソフトウェア	-千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	-千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短













外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)



1 株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1 株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	3,519,223	4,955,483
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

#### (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項

- 該当ありません。
- 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### イ 受託会社

(イ) 名称	株式会社りそな銀行
(ロ) 資本金の額	279,928百万円（2018年3月末現在）
(ハ) 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### [参考情報：再信託受託会社の概要]

・ 名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・ 資本金の額	51,000百万円（2018年3月末現在）
・ 事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
極東証券株式会社	5,251百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069百万円	
ちばぎん証券株式会社	4,374百万円	
播磨証券株式会社	112百万円	
フィリップ証券株式会社	950百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。

資本金の額は、2018年3月末現在。

(注) フィリップ証券株式会社および株式会社静岡銀行は、三井住友・グローバルC B 戦略ファンド（為替ヘッジなし）のみの取扱いとなっております。

### 2【関係業務の概要】

#### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受け付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【その他】

1. 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会

社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することができます。

- 2．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 3．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することができます。
- 4．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載することができます。
- 5．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することができます。
- 6．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することができます。
- 7．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することができます。
- 8．有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することができます。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することができます。
- 9．当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することができます。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ケ 谷 正	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年7月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）の平成29年6月13日から平成30年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジあり）の平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L  
データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年7月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 陽一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅野 雅子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）の平成29年6月13日から平成30年6月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・グローバルC B戦略ファンド（為替ヘッジなし）の平成30年6月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L  
データは監査の対象には含まれていません。